

## 第1章

# 我が国の血液事業 の概況について

# 我が国の血液事業の概要

「血液事業」とは、一般に、血液を提供していただける人を募集し、人の血液を採取し、血液製剤（人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする医薬品。輸血用血液製剤と血漿分画製剤がある。）として、治療を必要とする患者のため、病院等に供給する一連の事業のことをいいます。

下図のとおり、我が国の血液事業は、国民の皆様の献血によって成り立っています。

献血とは、「自発的な無償供血」のことであり、血液製剤を必要とする患者のために、供血者が血液、血漿、その他の血液成分を自らの意思で提供し、かつそれに対して、金銭又は金銭の代替とみなされる物の支払を受けないことをいいます。我が国では、血液製剤の原料とするために金銭を対価として採血すること（有償採血）は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により禁止されています。

## く我が国におけ



